

# R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 3号棟外壁改修工事

目 次			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-01	特記仕様書-1	B-21	数量集計表-2
B-02	特記仕様書-2	B-22	バルコニー手摺詳細図-1
B-03	特記仕様書-3	B-23	バルコニー手摺詳細図-2
B-04	特記仕様書-4	B-24	撤去期間仮手摺詳細図 海拔表示板詳細図
B-05	配置図 付近見取図	B-25	引込閉器器函 詳細図
B-06	1階平面図兼支障物件図		
B-07	2～4階平面図		
B-08	5階平面図		
B-09	南面・東面立面図		
B-10	北面・西面立面図		
B-11	矩計図		
B-12	東階段展開図-1		
B-13	東階段展開図-2		
B-14	東階段展開図-3		
B-15	西階段展開図-1		
B-16	西階段展開図-2		
B-17	西階段展開図-3		
B-18	天井伏図		
B-19	建具表		
B-20	数量集計表-1		

	課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	主査兼係長	課 員	担 当
徳島県土整備部住宅課							



## I. 工事概要

1. 工事名称	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事
2. 工事場所	徳島市金沢
3. 敷地面積	23,293.00㎡
4. 工事種目	工事内容：3号棟の外壁改修工事 構造規模：鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積 1,233.2㎡
5. 工事区分	外壁改修工事
6. 工期	工事完成期間は平成 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

## II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成22年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行うこと。</li> <li>・ベンダの住居者私物の内、作業に支障のある物は移動し作業終了時には元の位置に戻すこと、なお、費用は本工事を含む。</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された(低振動型・<b>低騒音型</b>)建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・<b>義務付けられていない</b>)。</li> <li>・警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p>
4. 工事現場管理	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。 )又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。 )を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、常備課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul>

項 目	特記事項	項 目	特記事項
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。 )又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。 )を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、常備課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul>	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、雇用の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</li> </ul> <p>種 類：コンクリート(無筋) 会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ 処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1 運搬距離：8.6kmを見込んでいる。 処理単価：8,000円/10t車(税抜き)</p> <p>種 類：金属(処分) 会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属 ☆優良認定業者 処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：3.1kmを見込んでいる。 処理単価：kg当たり0円(税抜き)</p> <p>種 類：廃プラ 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島652-1 (株)丸八木村商店 ☆優良認定業者 処 分 地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：23.3kmを見込んでいる。 処理単価：m<sup>3</sup>当たり10,000円(税抜き)</p> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているが確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	
	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・<b>無</b>)</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物)に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手手までの期間に発注者から支給することとする。</p>		

徳島県県土整備部住宅課	印	 <b>株式会社 上設計</b> 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柳 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事	図面番号	B-01
			図名	特記仕様書-1	縮尺	-



項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																								
5. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。  (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。  ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材  ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を入れた書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品  ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品  注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。  注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。  注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	6. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。  (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。  (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。  (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。  (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は住宅課へ問い合わせ、工事に追いつくようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業  ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業  ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業  ・ 合成ゴムシート防水工事作業  ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業  ・ セメント系防水工事作業  ・ シーリング防水工事作業  ・ 改質アスファルトシート一工法防水工事作業  ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業  ・ 木製建具機械加工作業  ・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業  ・ プラスチック系床仕上げ工事作業  ・ カーペット系床仕上げ工事作業  ・ 鋼製下地工事作業  ・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によるなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート一工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業		左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業	内装	内装仕上げ施工	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	7. 施工	8. 技能士の適用	10. 完成図等	<p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類  ・竣工図(製本2部、電子データ2部)(A4・A3・<b>A2</b>・原因版)  ・工事写真(写真帳1部( <b>着手前</b> )・工事中・ <b>竣工</b> )、電子データ2部)</p> <p>・使用材料一覧表( 1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(原因貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。  しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で明確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「構構工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる <b>よらない</b>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物  工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  (1) 杭及び基礎工事  (2) コンクリート躯体工事  (3) 屋外付帯工事  (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。  なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他  (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。  (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約款第41条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は( 1年 ・ <b>2年</b> )とする。  ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県OALS/ESホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載されたすべての内容を適用することとする。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																											
仮設	とび	○ とび作業																																																																																											
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																											
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																											
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																											
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート一工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																											
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																											
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																											
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																											
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																											
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																											
	左官	・ 左官作業																																																																																											
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																											
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																											
塗装	塗装	○ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業																																																																																											
内装	内装仕上げ施工	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																											
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																											
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																											
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業																																																																																											
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																											
3千万円未満	—	1回																																																																																											
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																											
1億円以上	2回	3回																																																																																											
区分	サイズ																																																																																												
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																												
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																												
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																												
11. 火災保険	12. 瑕疵補修	13. デジタル工事写真の黒板情報電子化																																																																																											

徳島県県土整備部住宅課			<b>株式会社 上設計</b> <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名	R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 3号棟外壁改修工事			図面番号	B-02
				図名	特記仕様書-2	縮尺	-	作図年月	2017. 3	



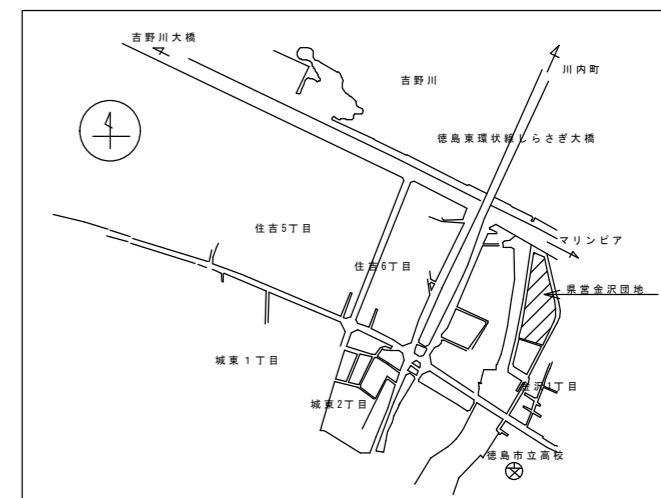
2章 改修仮設工事	特記事項	3章 防水改修工事	特記事項	項目	特記事項																																																																																															
<p>1. 一般事項</p> <p>2. 足場等</p> <p>3. 養生</p> <p>4. 監督員事務所</p> <p>5. 工事用水、電力等</p> <p>6. 工事車両駐車場 資材置場</p> <p>7. 仮設トイレの洋式化</p>	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類: 枠組木足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: 養生シート防炎Ⅱ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) <b>手すり据置方式</b> により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎階段室足場(種類: 階段単管足場)</p> <p>◎バルコニー手摺撤去時は仮手摺を設置すること(FL+100以上確保)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(工事関係者以外が足場を使用出来ないように養生シートで囲い、窓ぎ、出入口扉等を設けて防犯等の管理が出来るようにすること。)</p> <p>◎ゲート(有・<b>無</b>)仕様: ( )</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は下記による。(養生方法: シート及びビニールにて養生) 外壁吹付塗材が付着すると不都合なもの</p> <p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m<sup>2</sup>程度)・<b>設けない</b>)</p> <p>◎既存電力利用(出来る・<b>出来ない</b>)、電力料金(<b>有償</b>・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出来る・<b>出来ない</b>)、水料金(<b>有償</b>・無償)</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に・<b>用意していないので業者に</b>)設けること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>2. 塗膜防水</p> <p>3. シーリング</p>	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生)・下階天井養生・その他( )とする。</p> <p>◎工法: L4X工法 種別: X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">L4X</td> <td rowspan="2">X-2</td> <td>手摺笠木天端</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓下モルタル水切り</td> <td></td> <td>バルコニー窓を除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改修仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行)・行わない)。 但し、変性シリコン系シーリング材面への仕上げ塗材仕上げ等は行わない。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">MS-2</td> <td rowspan="2">変成シリコン</td> <td rowspan="2">油性シーリング</td> <td>外部建具廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td>換気口廻り 換気フード廻り 金物等取合部</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PU-2</td> <td rowspan="2">ポリウレタン系</td> <td rowspan="2">油性シーリング</td> <td>打継目地</td> <td>再充填工法</td> <td>25×20</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td>巾木横目地</td> <td>再充填工法</td> <td>30×20</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>外壁縦目地</td> <td>充填工法</td> <td>15×15</td> <td>簡易接着性</td> </tr> </tbody> </table>	工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	L4X	X-2	手摺笠木天端			窓下モルタル水切り		バルコニー窓を除く	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコン	油性シーリング	外部建具廻り	再充填工法	15×10	簡易接着性	換気口廻り 換気フード廻り 金物等取合部	充填工法	10×10	簡易接着性	PU-2	ポリウレタン系	油性シーリング	打継目地	再充填工法	25×20	簡易接着性	巾木横目地	再充填工法	30×20	簡易接着性				外壁縦目地	充填工法	15×15	簡易接着性	<p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下</td> <td>工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm 球 矽樹脂: 製造所の仕様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法</td> <td>材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>0.25㎡未満 材料: ポリマーセメントモルタル 0.25㎡以上 材料: モルタル又は ポリマーセメントモルタル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡未満</td> <td></td> <td></td> <td>球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 ピン本数 一般: 16本/㎡ 指定: 25本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td>球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 注入口 一般: 12個/㎡ 指定: 20個/㎡ ピン本数 一般: 13本/㎡ 指定: 20本/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。</p> <p>◎塗仕上げ外壁</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつや等は、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地処理</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材E</td> <td rowspan="2">金コテ</td> <td>セメント系 下地調整</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや無し</td> </tr> <tr> <td>複層 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>防水形 複層塗材E</td> <td>塗材 JIS A 6916 叩押え シーラー</td> <td>凹凸状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや有り</td> </tr> </tbody> </table>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm 球 矽樹脂: 製造所の仕様			Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング			充填工法		0.25㎡未満 材料: ポリマーセメントモルタル 0.25㎡以上 材料: モルタル又は ポリマーセメントモルタル		アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡未満			球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 ピン本数 一般: 16本/㎡ 指定: 25本/㎡	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡以上			球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 注入口 一般: 12個/㎡ 指定: 20個/㎡ ピン本数 一般: 13本/㎡ 指定: 20本/㎡	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	金コテ	セメント系 下地調整	砂壁状	吹付	-	つや無し	複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	塗材 JIS A 6916 叩押え シーラー	凹凸状	吹付	-	つや有り
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																																																																																																
L4X	X-2	手摺笠木天端																																																																																																		
		窓下モルタル水切り		バルコニー窓を除く																																																																																																
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																														
MS-2	変成シリコン	油性シーリング	外部建具廻り	再充填工法	15×10	簡易接着性																																																																																														
			換気口廻り 換気フード廻り 金物等取合部	充填工法	10×10	簡易接着性																																																																																														
PU-2	ポリウレタン系	油性シーリング	打継目地	再充填工法	25×20	簡易接着性																																																																																														
			巾木横目地	再充填工法	30×20	簡易接着性																																																																																														
			外壁縦目地	充填工法	15×15	簡易接着性																																																																																														
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																																																	
樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm 球 矽樹脂: 製造所の仕様																																																																																																			
Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング																																																																																																			
充填工法		0.25㎡未満 材料: ポリマーセメントモルタル 0.25㎡以上 材料: モルタル又は ポリマーセメントモルタル																																																																																																		
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡未満			球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 ピン本数 一般: 16本/㎡ 指定: 25本/㎡																																																																																																	
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法 0.25㎡以上			球 矽樹脂: JIS A 6024 高粘度形 充填量: 25ml/本 注入口 一般: 12個/㎡ 指定: 20個/㎡ ピン本数 一般: 13本/㎡ 指定: 20本/㎡																																																																																																	
種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																																													
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	金コテ	セメント系 下地調整	砂壁状	吹付	-	つや無し																																																																																													
複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E		塗材 JIS A 6916 叩押え シーラー	凹凸状	吹付	-	つや有り																																																																																													
4章 外壁改修工事	特記事項	特記事項	特記事項	項目	特記事項																																																																																															
<p>1. 外壁改修の施工数量及び調査方法</p> <p>2. 外壁改修工法の種類及び材料</p>	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、施工数量調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下</td> <td>工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法</td> <td>材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様		Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング		充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、施工数量調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下</td> <td>工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法</td> <td>材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様		Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング		充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、施工数量調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下</td> <td>工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法</td> <td>材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様		Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング		充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル																																																													
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																																		
樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様																																																																																																			
Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング																																																																																																			
充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル																																																																																																		
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																																		
樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様																																																																																																			
Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング																																																																																																			
充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル																																																																																																		
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																																		
樹脂注入工法 0.2mm以上~1.0mm以下	工法: 自動式低圧球 矽樹脂注入工法 注入量: 25ml/本 注入間隔: 200~300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様																																																																																																			
Uカットシーリング材 充填工法 1.0mmを超える シーリング工法	材料: ポリマーセメントモルタル シーリング材: PU-2 ポリウレタン系シーリング																																																																																																			
充填工法		鉄筋露出部・深い欠損(30mmを超える) 材料: エポキシ樹脂モルタル 浅い欠損(30mm以下) 材料: ポリマーセメントモルタル																																																																																																		

徳島県土木整備部住宅課			 <b>株式会社 上設計</b> 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名 R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事	図面番号 B-03
				図名 特記仕様書-3	縮尺	-

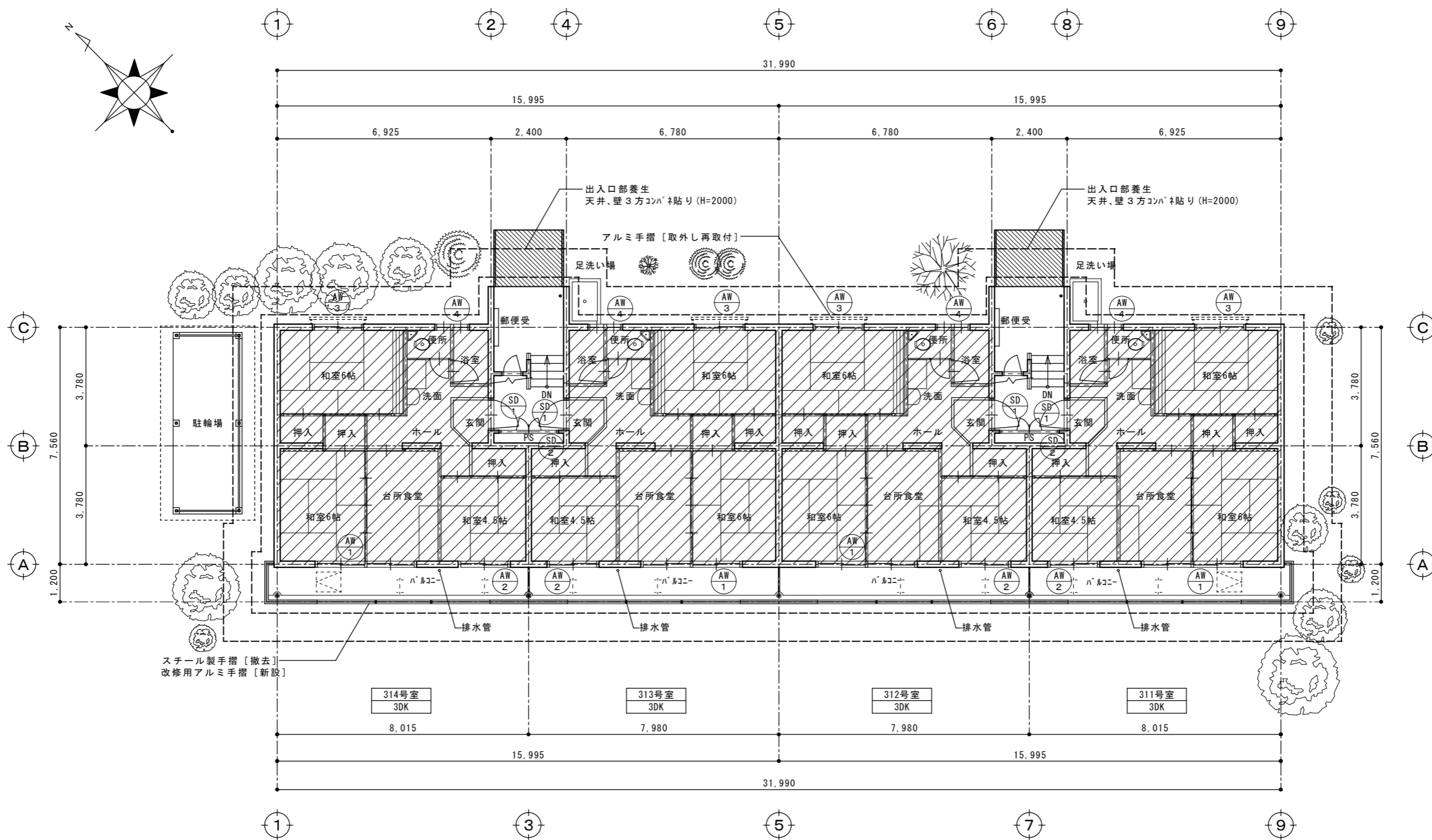


5章 塗装改修工事		7章 環境配慮(グリーン)改修工事																										
項目	特記事項	項目	特記事項																									
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発分量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発分量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・(行わない))。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。																									
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄面</td> <td>B種</td> <td></td> <td>R B種</td> <td>A種 JIS K 5674 1種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製建具面</td> <td>A種</td> <td></td> <td>R B種</td> <td>A種 JPMS 28</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄面	B種		R B種	A種 JIS K 5674 1種			鋼製建具面	A種		R B種	A種 JPMS 28			2. アスベスト含有成形板の除去	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場 シート種類:プラスチックシート厚0.15mm以上 ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ◎除去箇所 各階のバルコニー-隔板:劣化が激しい場合、撤去 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																						
	屋外	屋内		屋外	屋内																							
鉄面	B種		R B種	A種 JIS K 5674 1種																								
鋼製建具面	A種		R B種	A種 JPMS 28																								
3. 耐候性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩ビ樹脂面</td> <td>メーカー仕様による</td> <td></td> <td>3級</td> <td>縦樋、排水管等</td> </tr> <tr> <td>ボード面</td> <td>C-1種</td> <td>R B種</td> <td>3級</td> <td>隔板</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	塩ビ樹脂面	メーカー仕様による		3級	縦樋、排水管等	ボード面	C-1種	R B種	3級	隔板												
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																								
塩ビ樹脂面	メーカー仕様による		3級	縦樋、排水管等																								
ボード面	C-1種	R B種	3級	隔板																								
4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	モルタル面	B種	R B種																				
区分	種別	下地調整	備考																									
モルタル面	B種	R B種																										
6章 ユニット・その他工事		8章 電気設備改修工事																										
項目	特記事項	項目	特記事項																									
1. バルコニー手摺取替	◎既設鋼製バルコニー手摺を全て撤去処分する。 ・手摺撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと。 ・撤去跡は樹脂モルタルにて補修すること。 ◎改修用アルミ手摺を新設する ・B1認定品(バルコニー用 1450N/m) ・床面部方立支持納まり ステンレス接着系アンカー ・側面部L型ブラケット支持納まり ステンレス接着系アンカー ・アンカー引抜き試験を行う。 ・既存手摺撤去後は、落下防止のため仮手摺を設置すること。	1. 工事種別	◎図示位置の開閉器盤、配管を撤去処分し、新設開閉器盤、配管の取付を行う。																									
2. 隔板避難ステッカー取替	◎既設避難ステッカーを撤去処分し、新設ステッカーを取付ける。 ・アルミ箔 W400×H180程度	2. 共通仕様	◎特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。																									
3. 海拔表示サイン取付	◎海拔表示サインを取付ける。 ・取付場所は現場指示とし、2ヶ所に取付ける。	3. 特記仕様	◎配管の塗装工程は、標仕(1) 2.7.11による。																									
4. 養生・取外し再取付	◎作業に影響する既存の備品類、設備等については、養生又は取合い部分に損傷を与えないように取外し作業終了後速やかに再取付すること。また、再利用が可能なものはできる限り補修し利用すること。																											

徳島県県土整備部住宅課			 <b>株式会社 上設計</b> 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名	R 1 住宅 金沢団地 徳・金沢 1 3号棟外壁改修工事	図面番号	B-04
					図名	特記仕様書-4	縮尺	-



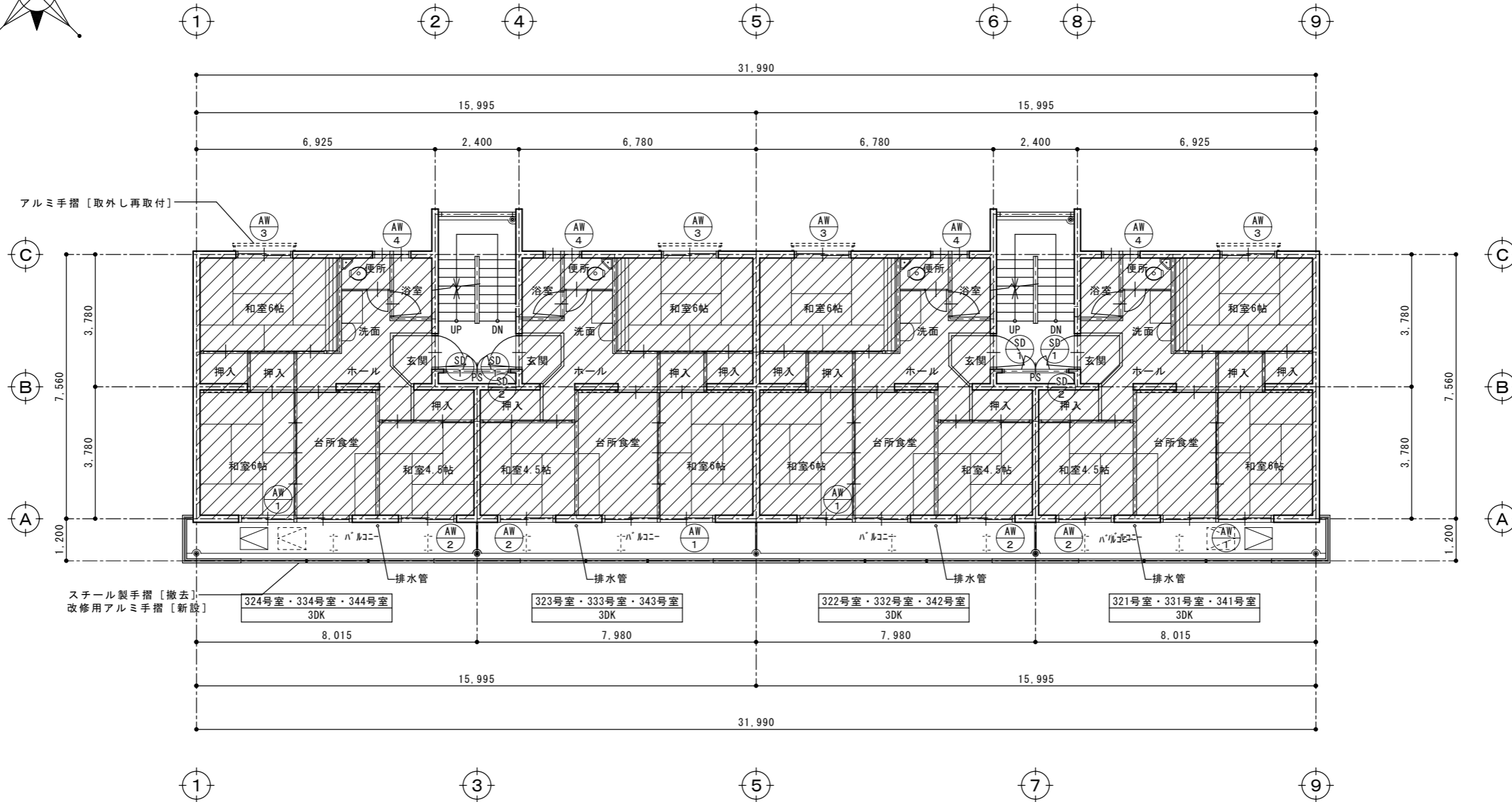
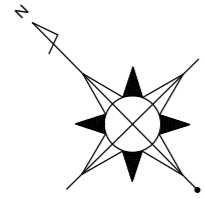
徳島県土整備部住宅課	株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事	図面番号	B-05
		図名	配置図 付近見取図	縮尺	1/500	作図年月



1階 平面図 S=1/100

- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

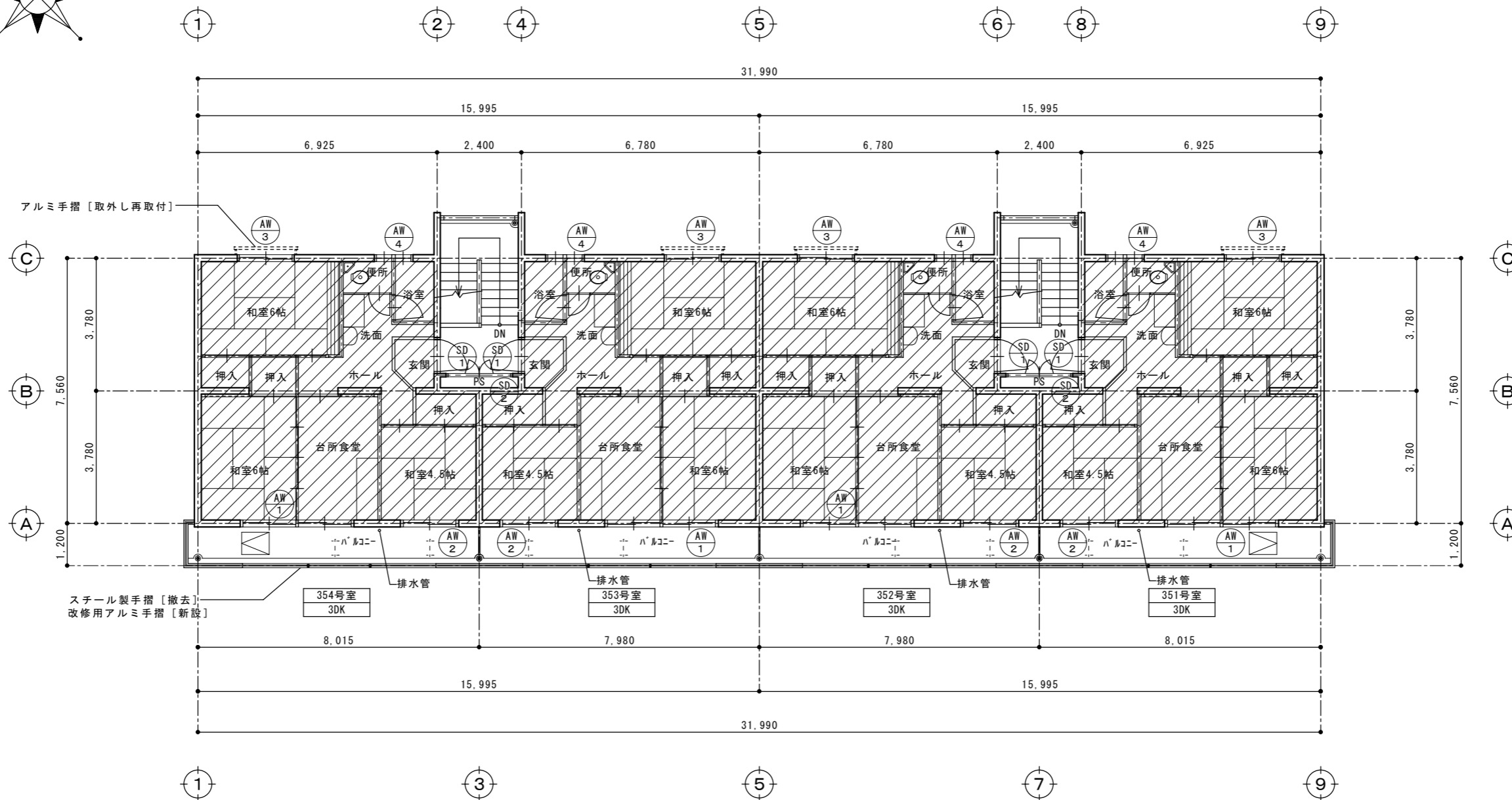
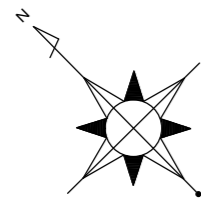
徳島県土整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事		図面番号	B-06
			図名	1階平面図兼支障物件物件	縮尺	1/100	作図年月



2 ~ 4 階 平面図 S=1/100

徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柁 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事		図面番号	B-07
			図名	2 ~ 4 階平面図	縮尺	1/100	作図年月



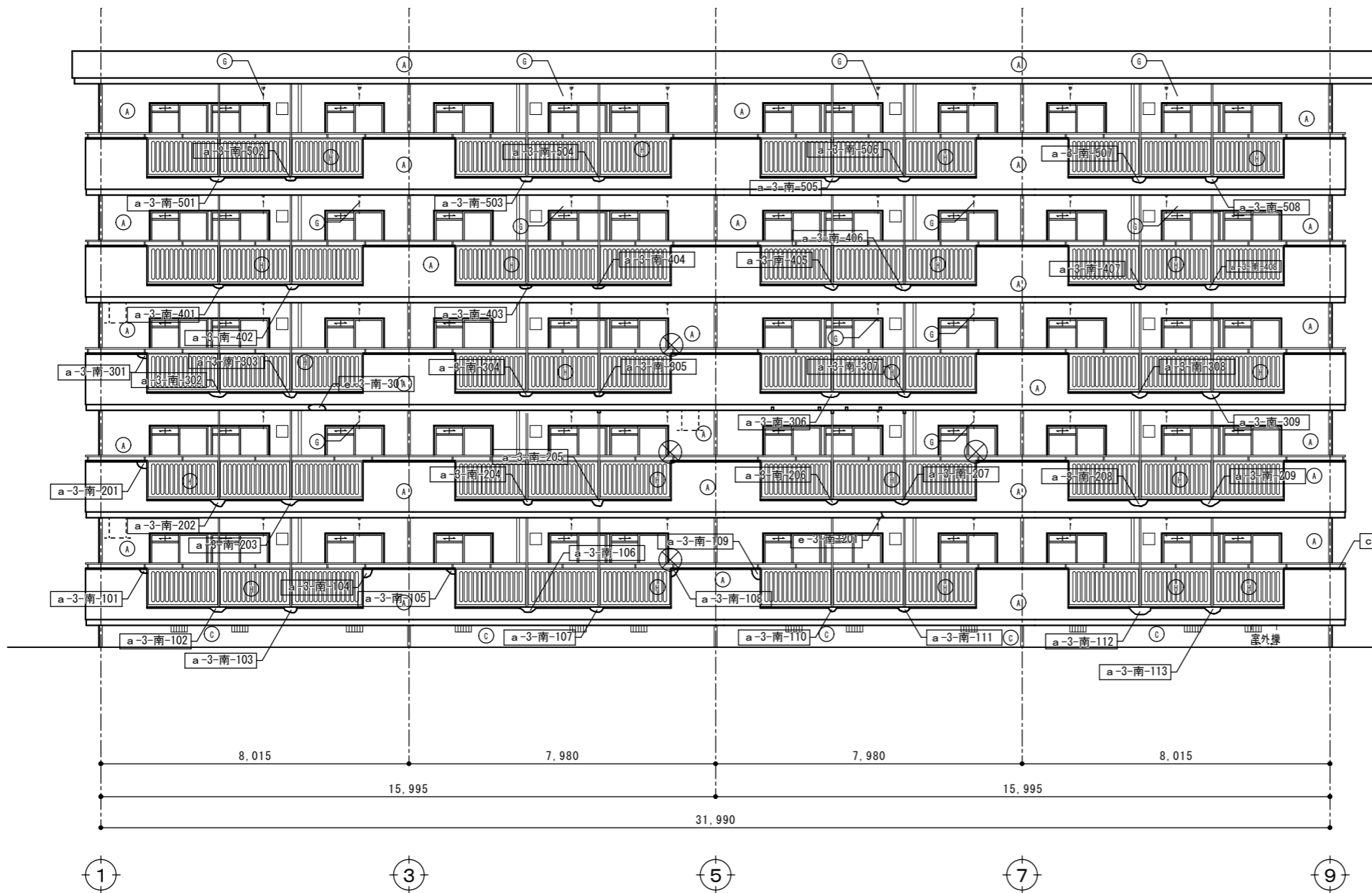


5階 平面図 S=1/100

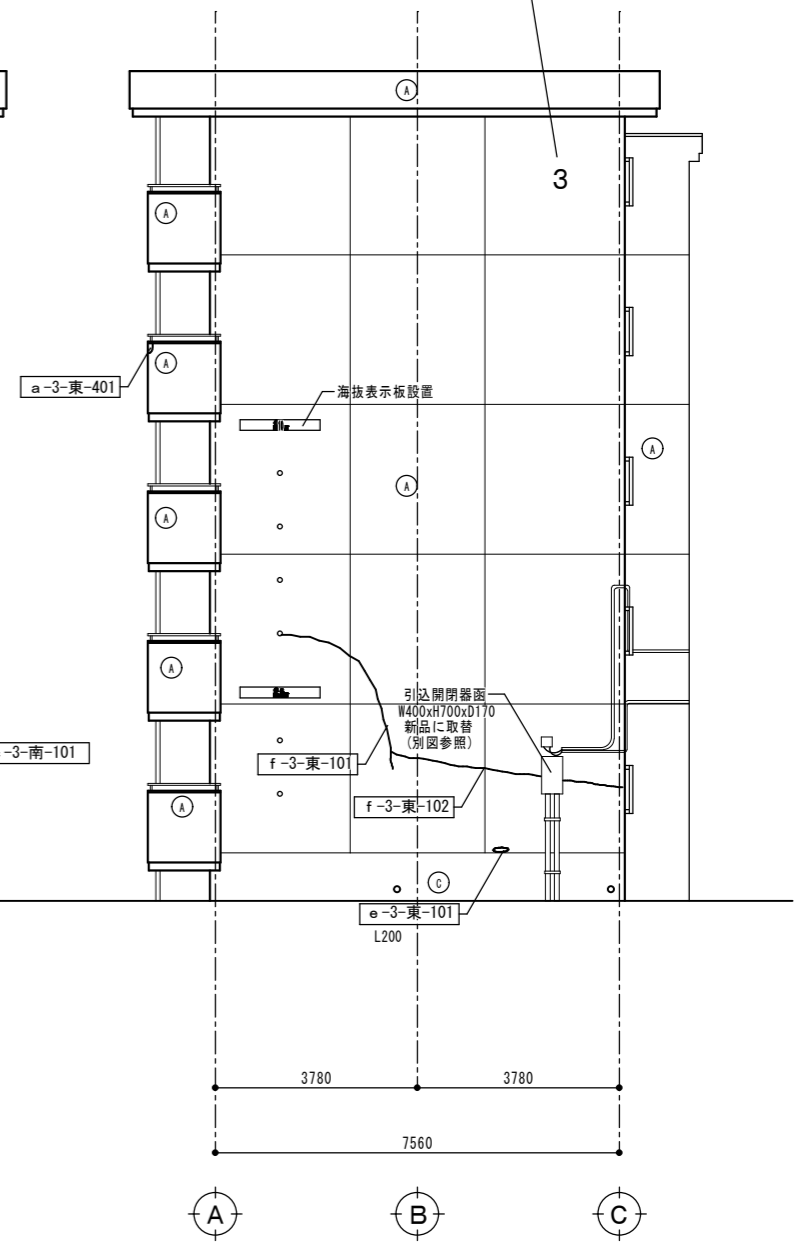
徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 かみ 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	印	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事	図面番号	B-08
			図名	5階平面図	縮尺	1/100



棟番号：ABS樹脂DP塗替



南面 立面図 S=1/100



東面 立面図 S=1/100

凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、珪砂系リッチ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、珪砂系リッチ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：珪砂系リッチ吹付	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水珪砂系リッチ吹付	下地補修の上、珪砂系リッチ吹付(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水珪砂系リッチ吹付	下地補修の上、水洗い
(F)	縦樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	ハコニ-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7M手摺新設(BL品)
(I)	ハコニ-隔板（石棉板面/枠L-60x30x3/スチール面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スチール撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：珪砂系リッチ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：珪砂系リッチ吹付 EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗
(X)	アンテナ 4ヶ所(南面)	

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取付部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

**※手摺全てに珪砂系リッチ吹付あり。**

改修数量は別図（数量集計図）参照

凡例

a	欠損
b	コンクリートはく落(欠損)
c	笠木浮き
e	鉄筋腐裂(欠損)
f	躯体クラック

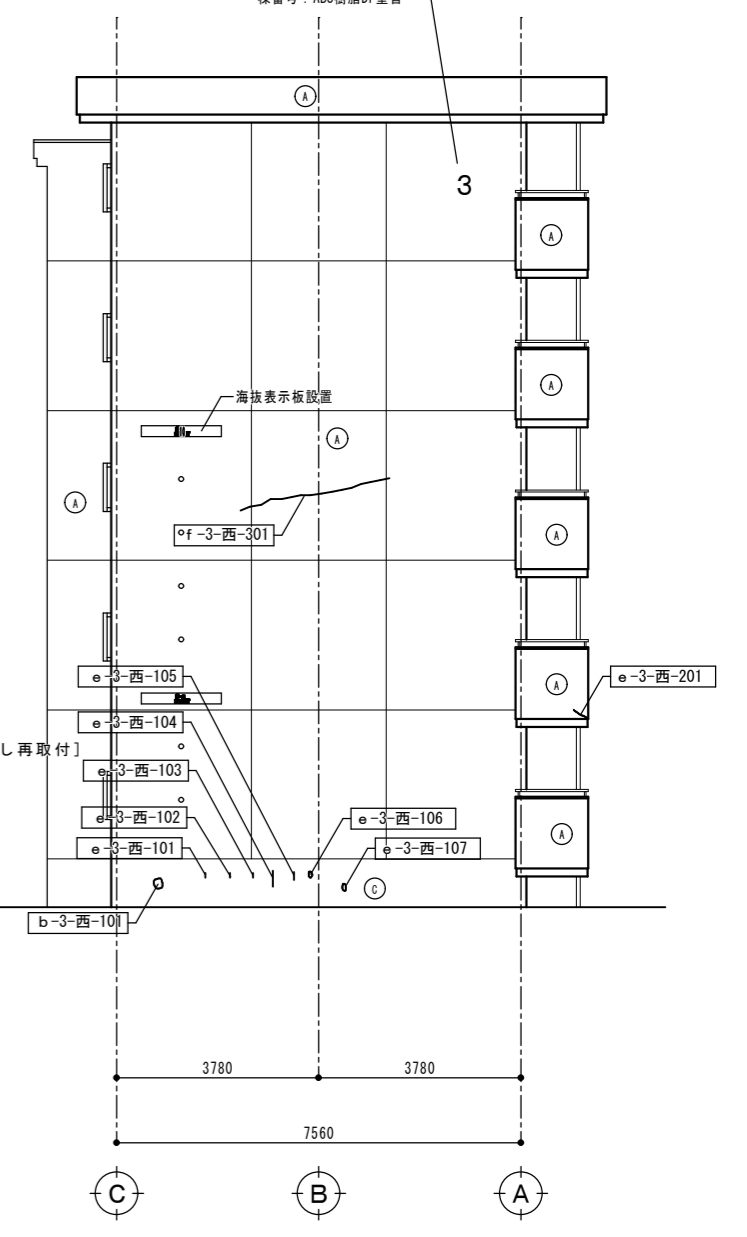
徳島県県土整備部住宅課	かみ	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上栞 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事	図面番号	B-09
			図名	南面・東面立面図	縮尺	1/100



棟番号：ABS樹脂DP塗替



北面 立面図 S=1/100



西面 立面図 S=1/100

凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、セシウム系リシン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、777系リシン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：珪藻土押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水珪藻土押え	下地補修の上、DP塗
(E)	床・開口廻り（面台）：防水珪藻土押え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	バルコニー手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、777手摺新設（BL品）
(I)	バルコニー隔板（石綿板面/枠L-60x30x3/スチール両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スチール撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：珪藻土毛引き、777系リシン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：珪藻土押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗
(X)	アンテナ 4ヶ所（南面）	

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする

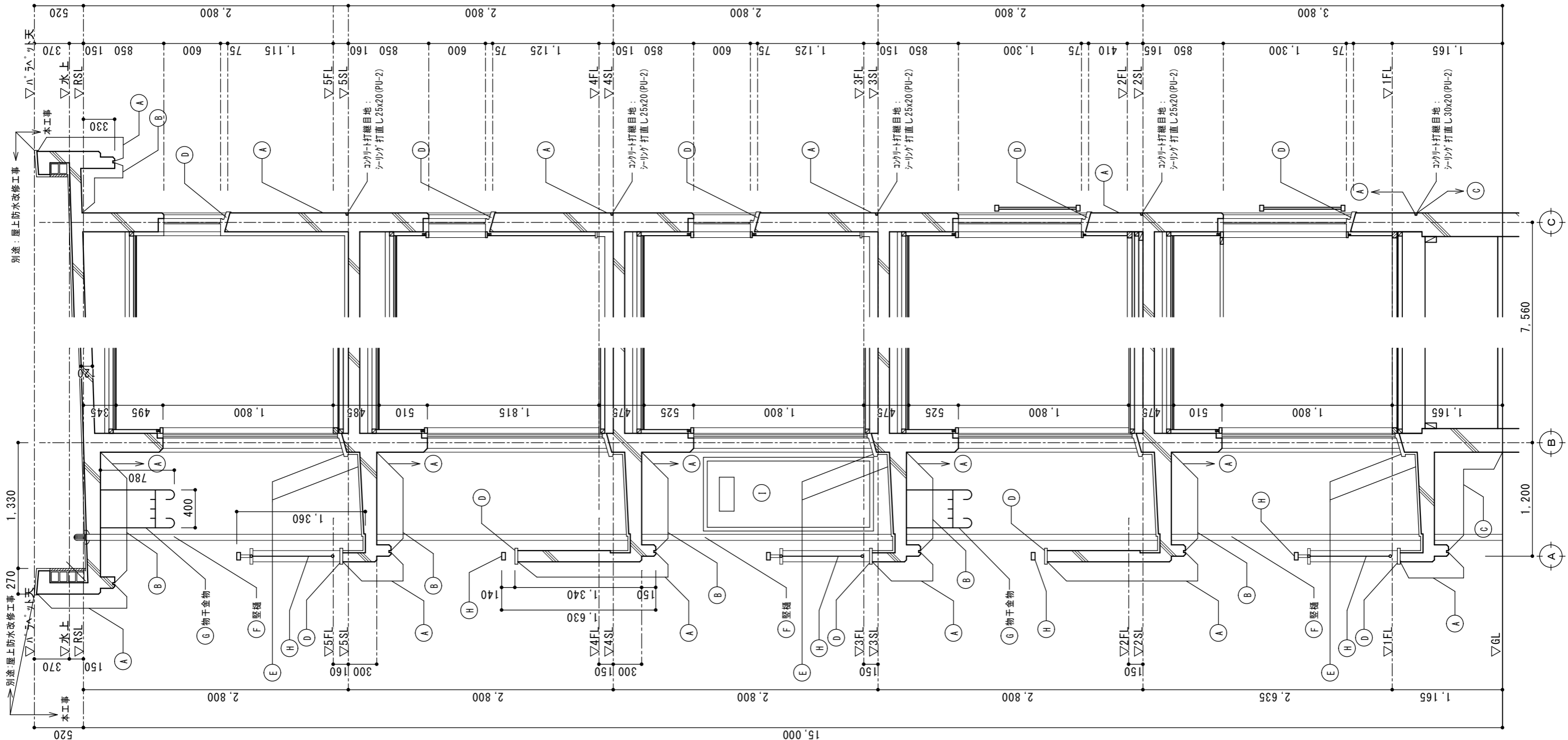
鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

※手摺全てに珪藻土浮きあり。

改修数量は別図（数量集計図）参照

凡例	
a	欠損
b	コンクリートはく落（欠損）
c	笠木浮き
e	鉄筋爆裂（欠損）
f	躯体クラック

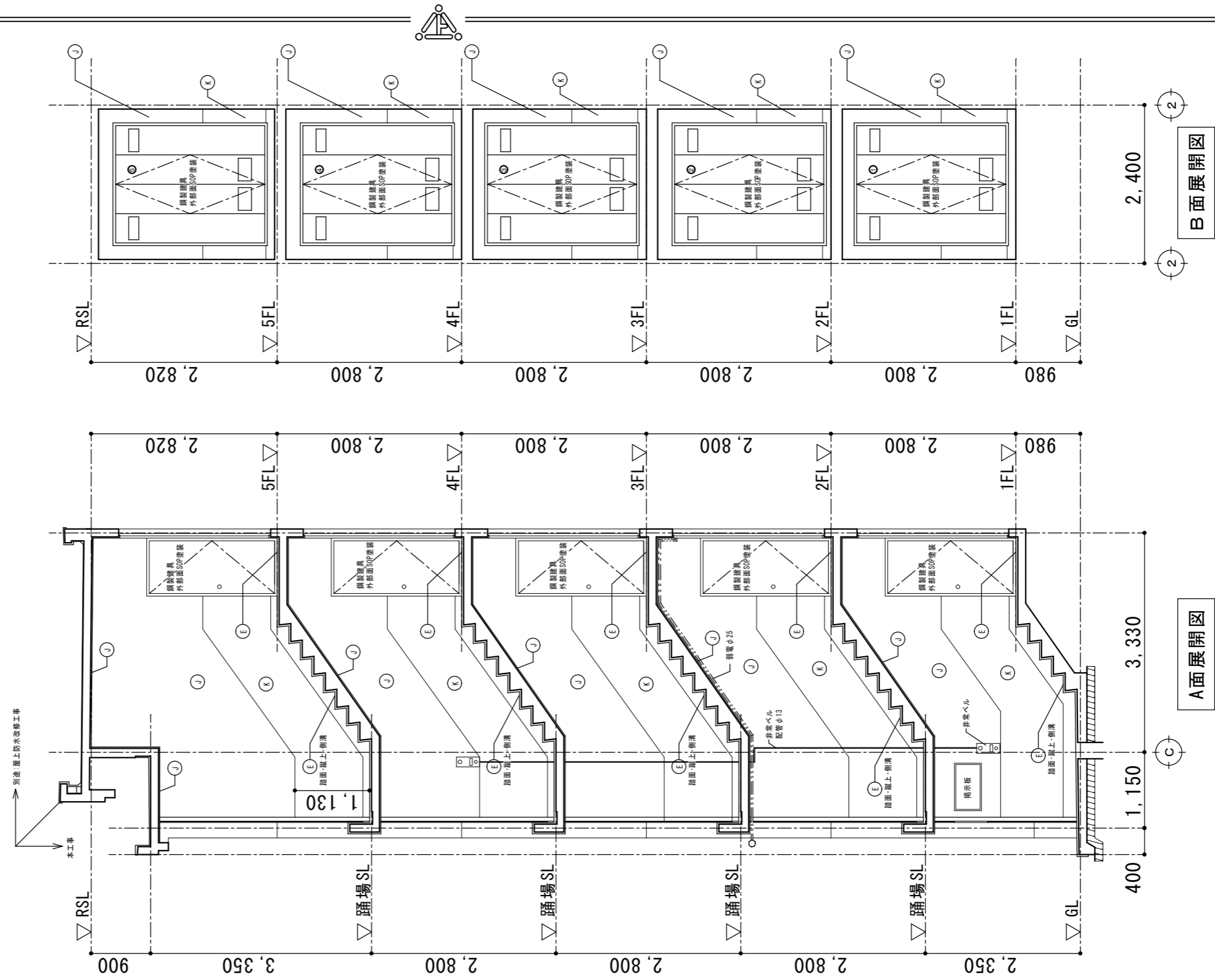
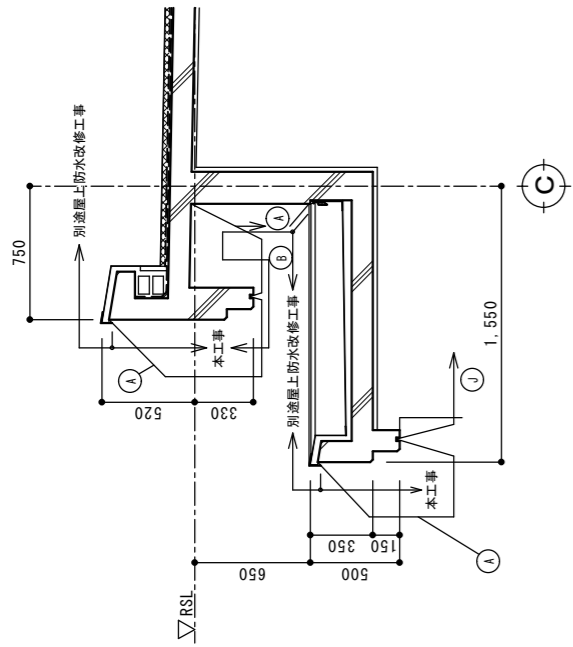


凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、e7/e8系珪系珪吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、77/e系珪系珪吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：杉板張り	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁塗木：防水杉板張り	下地補修の上、9/e塗膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り(面台)：防水杉板張り	下地補修の上、水洗い
(F)	壁柱・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	ハンコ-手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、7/e手摺新設(BL品)
(I)	ハンコ-隔板(石綿板面/枠L-60x30x3/アサカ両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/アサカ撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
(J)	階段室壁・天井：杉板刷毛引き、77/e系珪系珪吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：杉板張り EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)  
 アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること  
 横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする  
 鋼製建具は見え掛かりのみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする  
 掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

徳島県県土整備部住宅課	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 大臣登録 第232263号 上柿 重信 〒-779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	工事名	R1住宅 金沢団地 徳・金沢1 3号棟外壁改修工事		図面番号	B-11
		図名	矩計図	縮尺	1/30	作図年月

# 東階段



凡例番号	既設面	改修概要
A	壁：コンクリート打ち放し、t52系リソシ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
B	軒天：コンクリート打ち放し、7711系系リソシ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
C	巾木：t52系リソシ押え	下地補修の上、水洗い
D	手摺壁笠木：防水t52系リソシ押え	下地補修の上、リソシ塗膜防水(X-2)
E	床・開口廻り(面台)：防水t52系リソシ押え	下地補修の上、水洗い
F	壁樋・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
G	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
H	ハコニ手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、76ミ手摺新設(BL品)
I	ハコニ隔板(石綿板面/枠L-60x30x3/フツカ両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/フツカ撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
J	階段室壁・天井：t52系剛毛引き、7711系リソシ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
K	腰壁：t52系リソシ押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

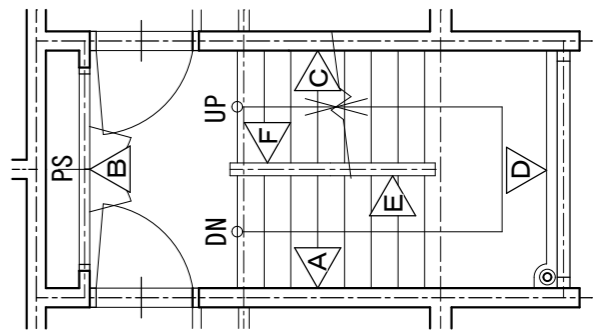
シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

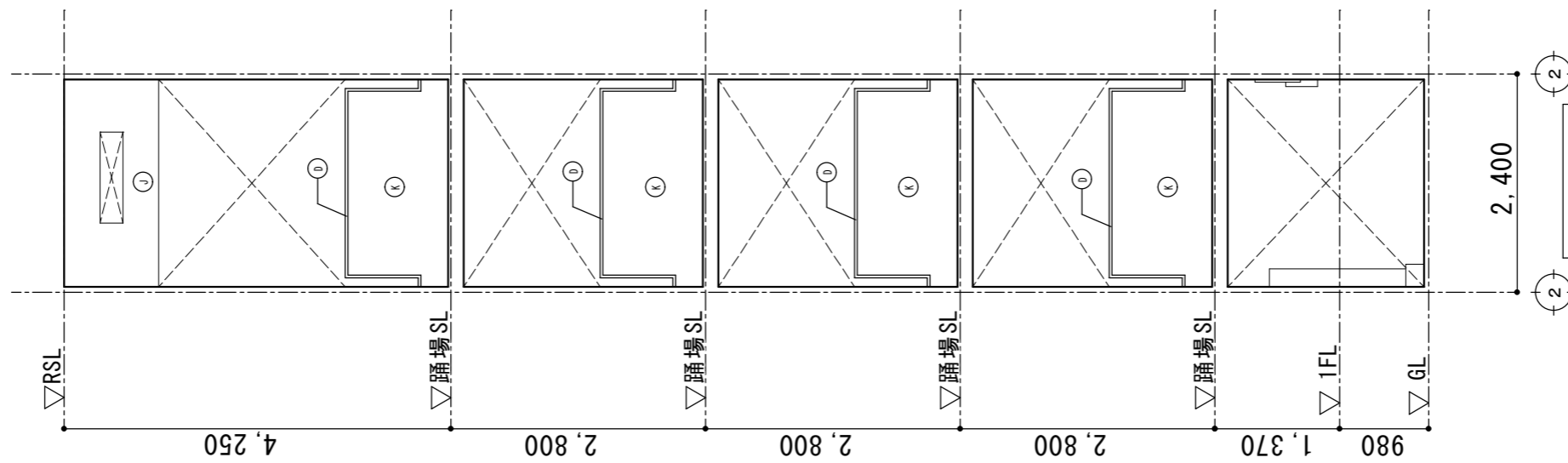
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛り面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

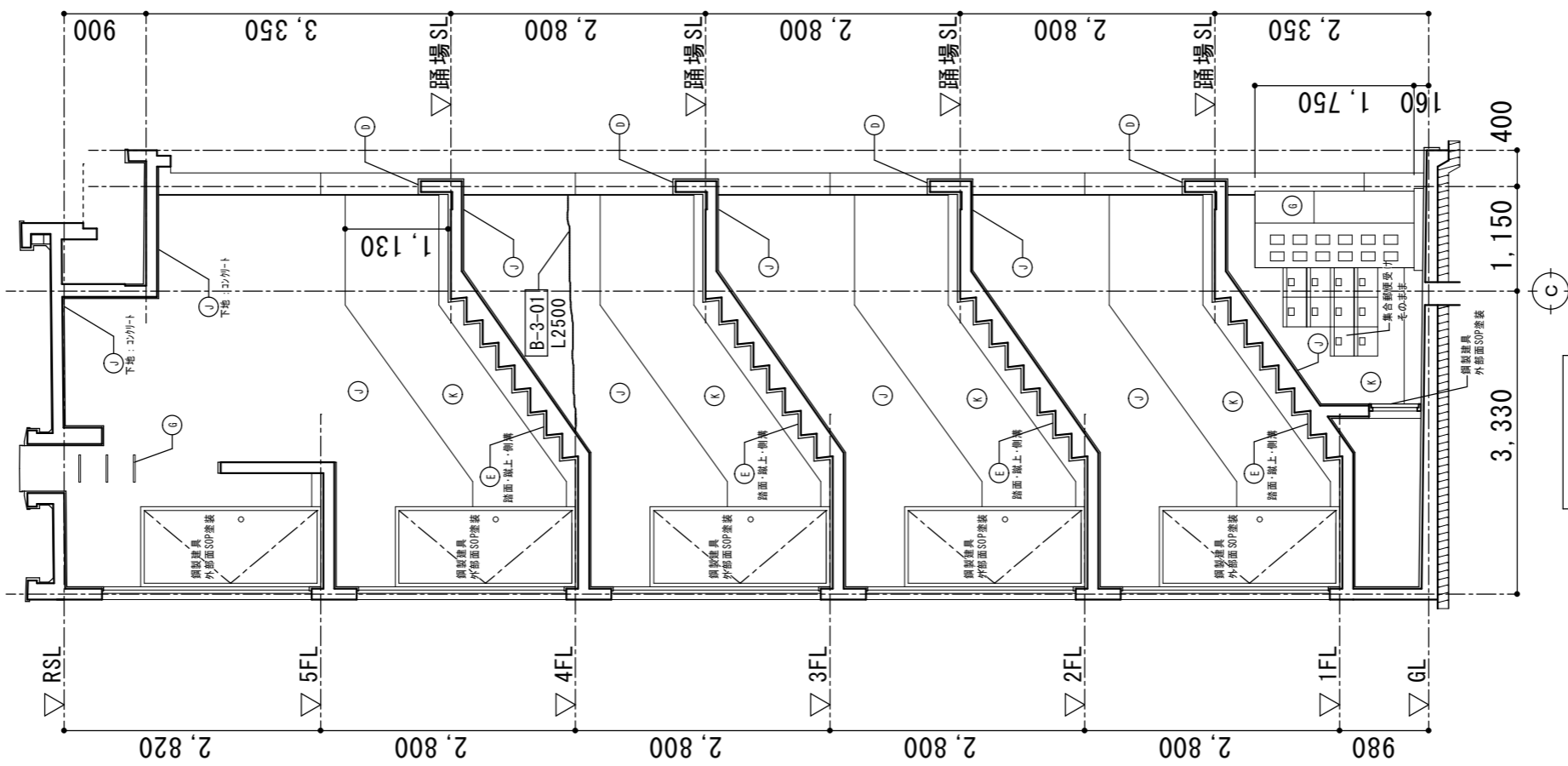
掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



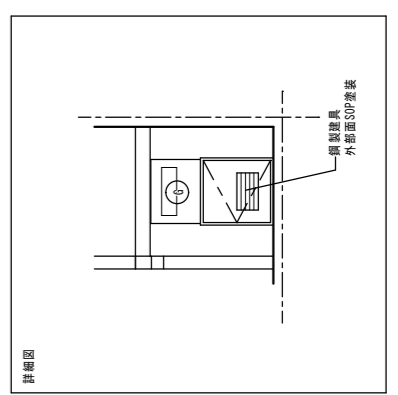
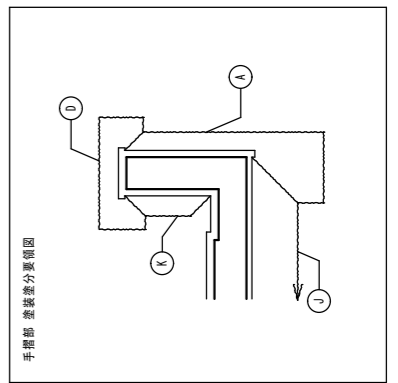
# 東階段



D面展開図



C面展開図



凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁：コンクリート打ち放し、モザイク系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：コンクリート打ち放し、779系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：杉板2寸押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁笠木：防水杉板2寸押え	下地補修の上、ウレタン膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り（面台）：防水杉板2寸押え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁種・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	ハコニ-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、除補修の上、782手摺新設(BL品)
(I)	ハコニ-隔板（石綿板面/枠L-60x30x3/スチール両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スチール撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
(J)	階段室壁・天井：杉板刷毛引き、779系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	扉壁：杉板2寸押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

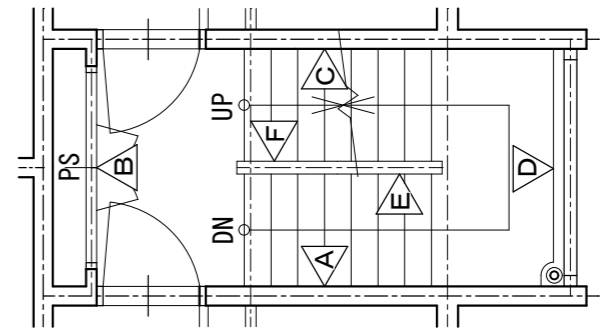
シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

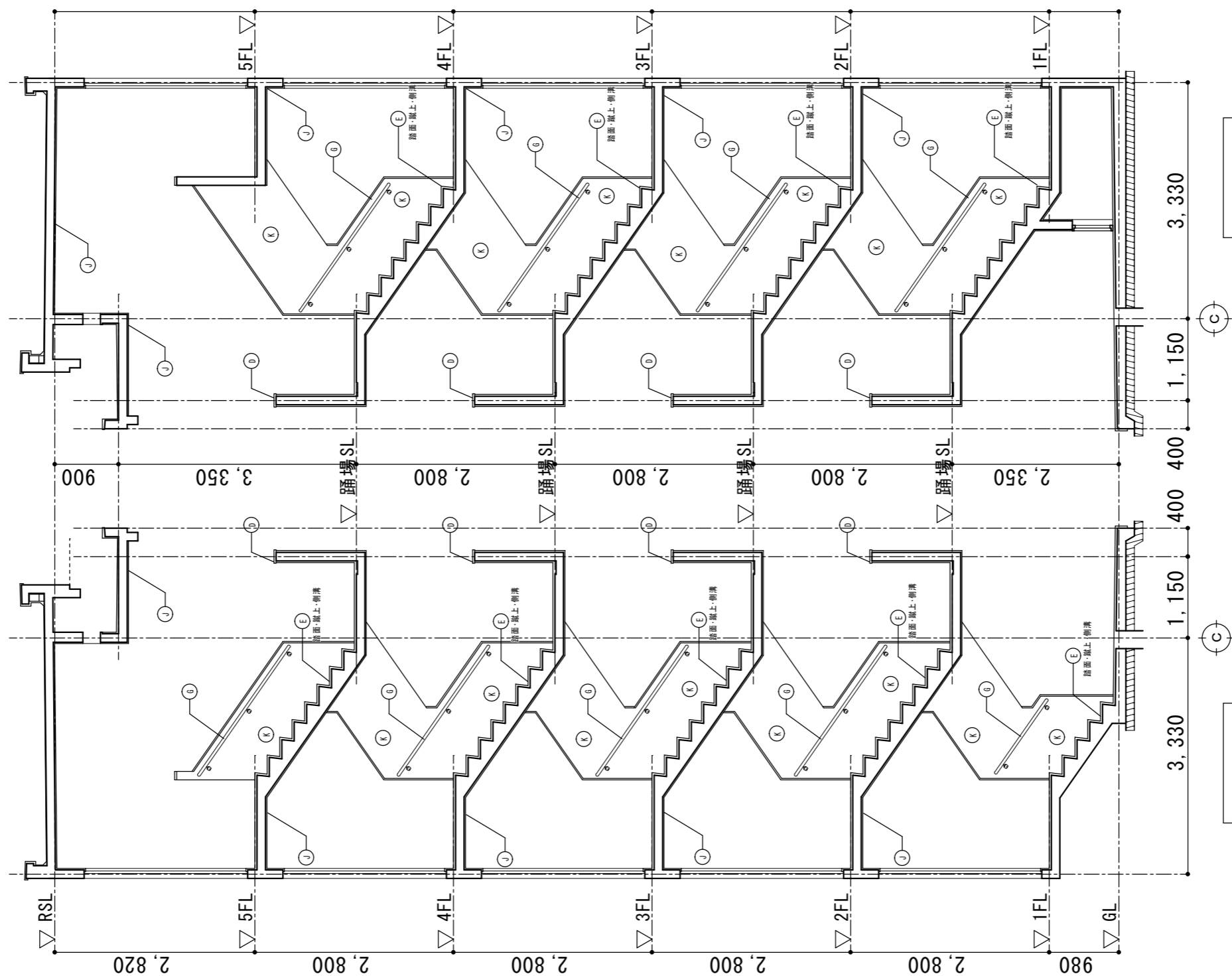
鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



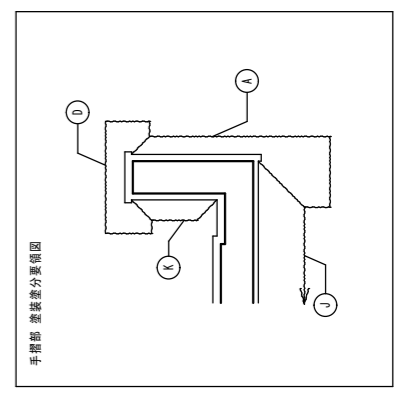


# 東階段



F面展開図

E面展開図



凡例番号	既設面	改修概要
A	壁：コンクリート打ち放し、タタキ系リソウ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
B	軒天：コンクリート打ち放し、タタキ系リソウ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
C	巾木：タタキ押え	下地補修の上、水洗い
D	手摺壁笠木：防水タタキ押え	下地補修の上、タタキ塗膜防水(X-2)
E	床・開口廻り（面台）：防水タタキ押え	下地補修の上、水洗い
F	壁・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
G	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
H	n'82-手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、踏補修の上、78手摺新設(BL品)
I	n'82-扁板（石綿板面/枠L-60x30x3/277か-両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/277か-撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
J	階段室壁・天井：タタキ刷毛引き、タタキ系リソウ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
K	壁壁：タタキ押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

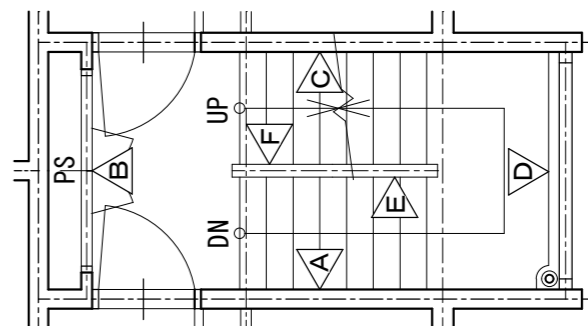
シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

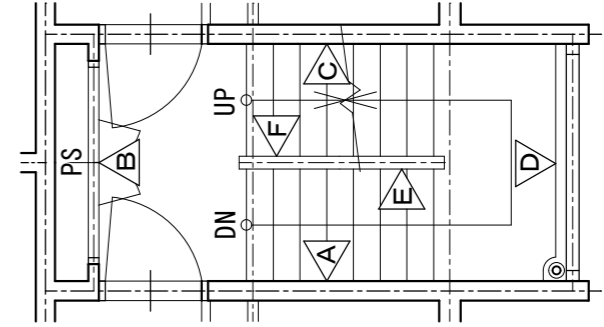
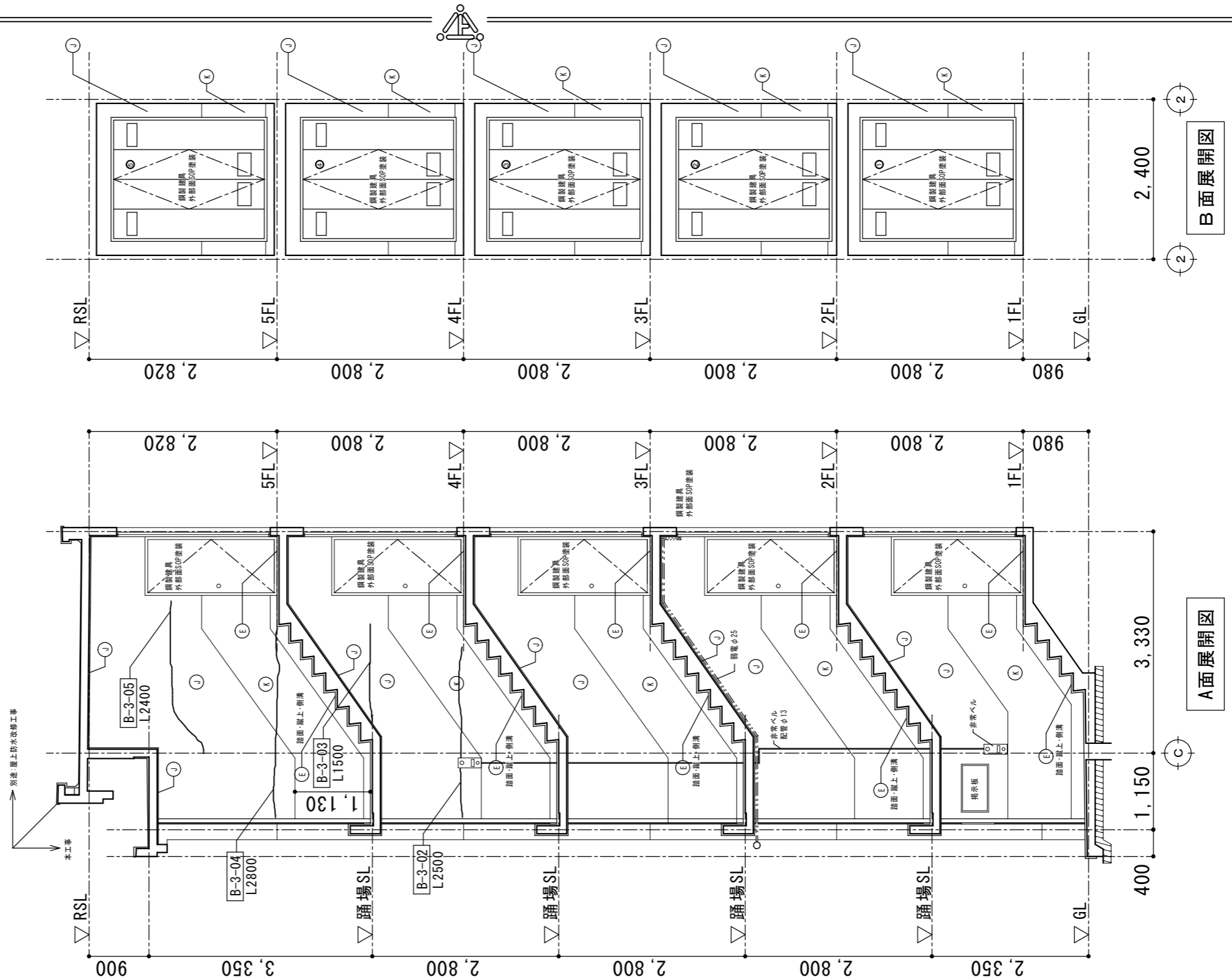
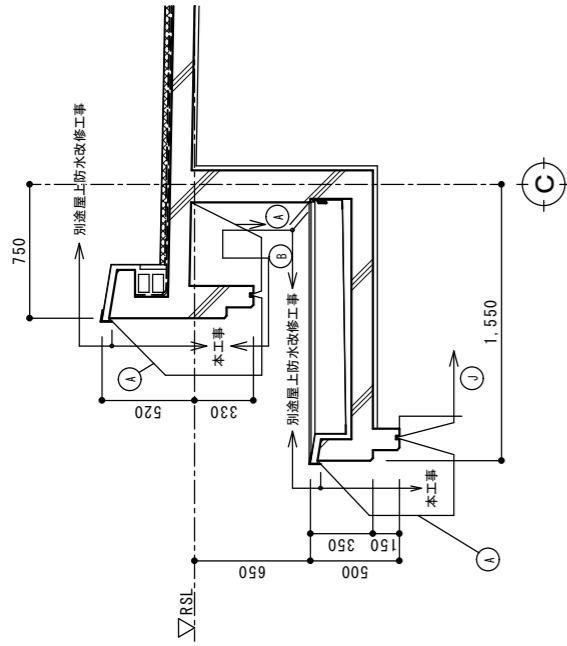
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛り面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする



# 西階段



凡例番号	既設面	改修要
(A)	壁：20リットル打ち出し、7718系シリコン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天：20リットル打ち出し、7718系シリコン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木：60x42F押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁蓋木：防水60x42F押え	下地補修の上、60x42F防水(X-2)
(E)	床・開口廻り(面台)：防水60x42F押え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁礎・排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	パノコ-手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、助補修の上、783手摺新設(B品)
(I)	パノコ-隔板(石綿板面/枠L-60x30x3/37ヶ所-両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/37ヶ所撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
(J)	階段室壁・天井：60x42F刷毛引き、7718系シリコン吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	腰壁：60x42F押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

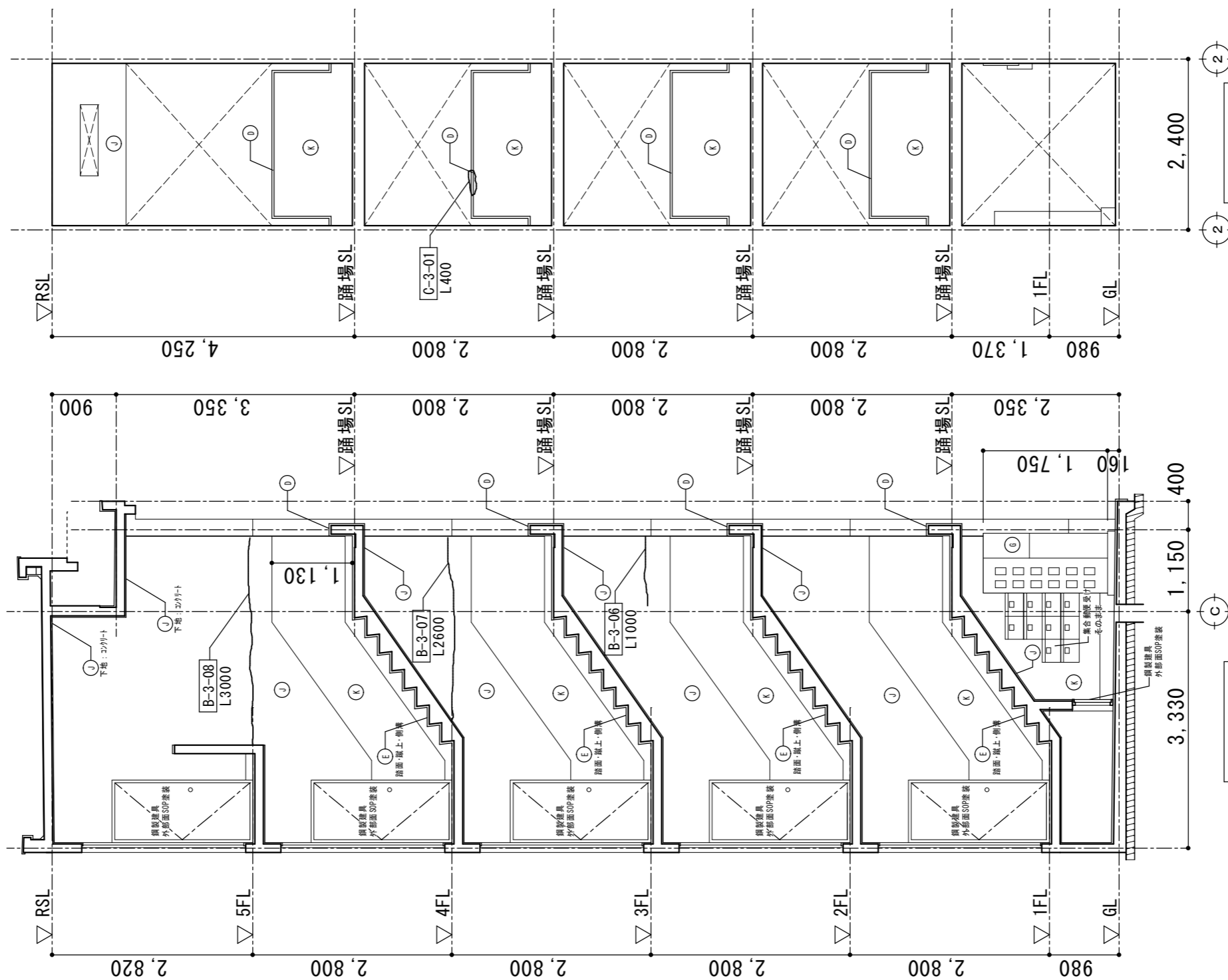
鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

指示板、消火器は仮撤去・復旧とする



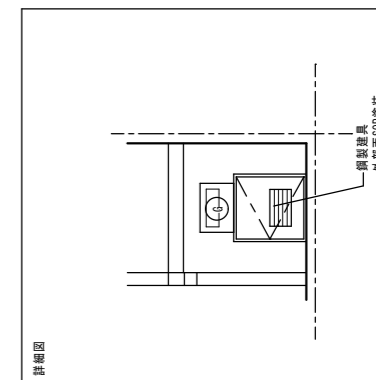
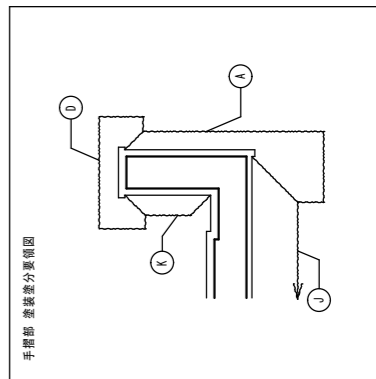


# 西階段



D面展開図

C面展開図



凡例番号	既設面	改修概要
(A)	壁: コクリト打ち放し、t7系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
(B)	軒天: コクリト打ち放し、t7系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(C)	巾木: t8系系リソ押え	下地補修の上、水洗い
(D)	手摺壁空木: 防水t8系系リソ押え	下地補修の上、外装塗膜防水(X-2)
(E)	床・開口廻り(面台): 防水t8系系リソ押え	下地補修の上、水洗い
(F)	壁樋・排水管: VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
(G)	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
(H)	n'2c-手摺(鋼製)	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、t8系系手摺新設(BL品)
(I)	n'2c-隔板(石綿板面/枠L-60x30x3/アジャ-両面)	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/アジャ-撤去・新設(劣化が激しい場合は撤去・新設)
(J)	階段室壁・天井: t8系系刷毛引き、t7系系リソ吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
(K)	壁壁: t8系系リソ押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

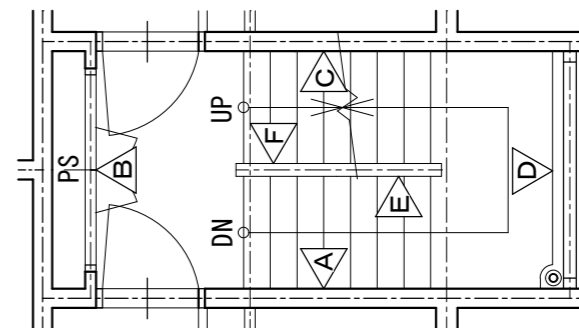
シーリング打ち直し (サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等)

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

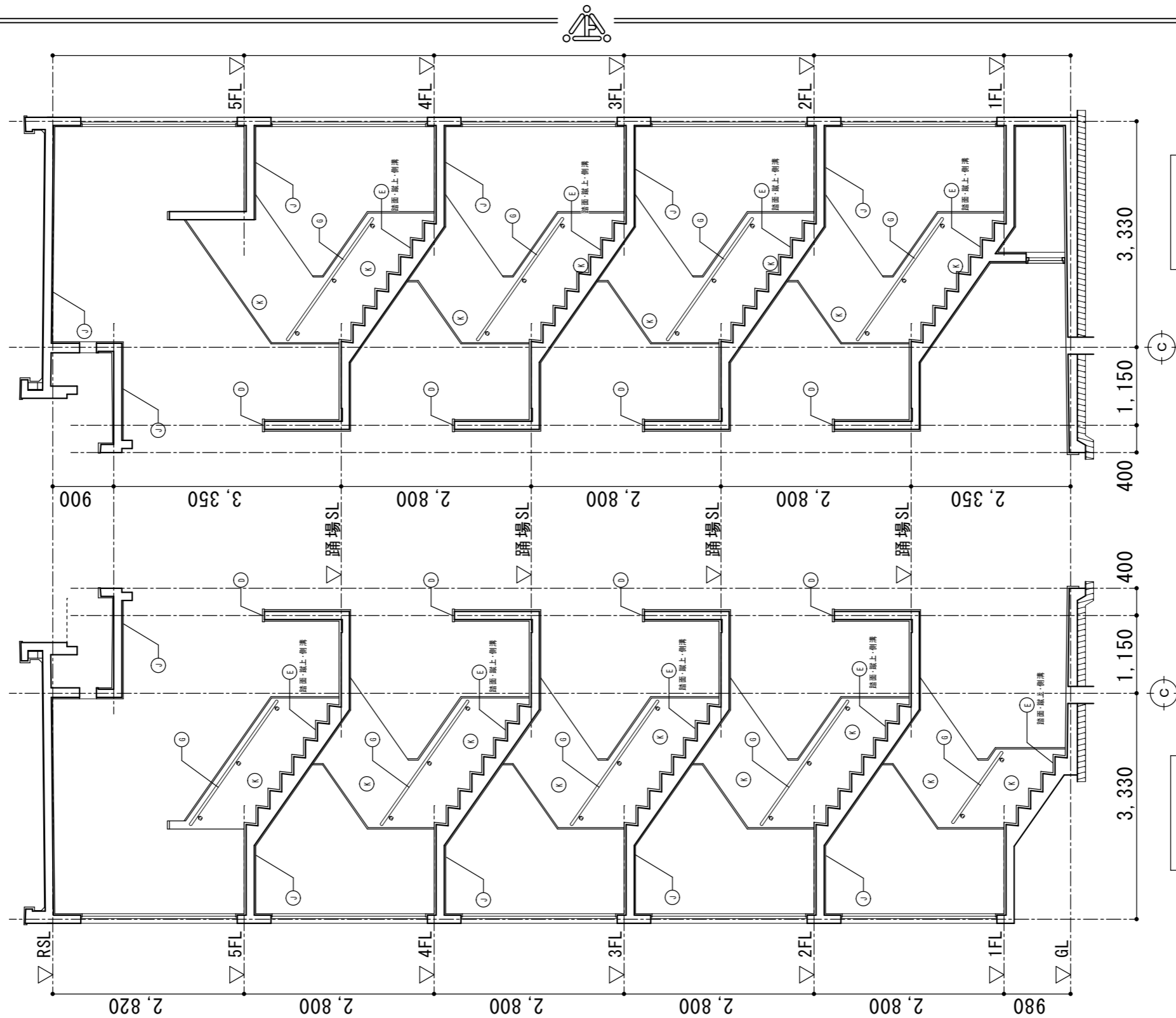
横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かりのみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

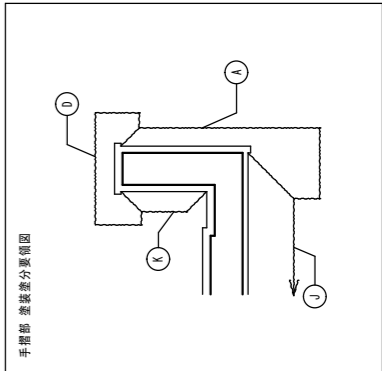


# 西階段



F面展開図

E面展開図



凡例番号	既設面	改修概要
A	壁：コンクリート打ち放し、モザイク系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、防水型複層塗材E吹付
B	軒天：コンクリート打ち放し、779系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
C	巾木：モザイク押え	下地補修の上、水洗い
D	手摺壁笠木：防水モザイク押え	下地補修の上、919塗膜防水(X-2)
E	床・開口廻り（面台）：防水モザイク押え	下地補修の上、水洗い
F	壁：排水管：VPφ75・100	下地補修の上、DP塗
G	物干金物・計器盤、等鉄部	下地補修の上、SOP塗
H	ハコニ手摺（鋼製）	既存鋼製手摺全撤去、跡補修の上、762手摺新設(6L品)
I	ハコニ隔板（石綿板面/枠L-60x30x3/スリカー両面）	既存塗膜除去水洗いの上、DP塗/枠 SOP塗/スリカー撤去・新設（劣化が激しい場合は撤去・新設）
J	階段室壁・天井：モザイク刷毛引き、779系系タイル吹付	既存仕上げ撤去、下地補修、水洗いの上、外装薄塗材E吹付
K	扉壁：モザイク押え EP塗	下地補修、水洗いの上、EP塗

シーリング打ち直し（サッシ周り、外壁目地、換気パイプ周り、換気フード周り、その他金物取合い部等）

アンテナ 養生又は取合部分に損傷を与えないように取外し、仮設足場に仮取付、作業終了後速やかに復旧すること

横走り配管類で壁面に密着している物は、防水型複層薄塗材E吹付とする

鋼製建具は見え掛かり面のみ、ケレン、錆止めの上、SOP塗とする

掲示板、消火器は仮撤去・復旧とする

